

第10回臨時 田沢湖・角館・西木合併協議会

日 時 平成17年3月27日(日)午後2時

場 所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

協議案第4号 合併の期日について(提案)

協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(再協議)

協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(再協議)

協議案第60号 事務組織及び機構の取扱いについて(継続協議)

協議案第62号 地域自治組織の取扱いについて(提案)

協議案第63号 財産の取扱いについて(その2)(提案)

協議案第58号 新市建設計画(案)について(継続協議)

その他

5. 閉 会

協議案第4号

合併の期日について(提案)

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成17年3月27日提出

合併の期日は、平成17年9月20日とする。

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(再協議)

議会議員の定数及び任期の取扱い(再協議)について、次のとおり提案する。

平成17年3月27日提出

1. 3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
2. 新市の議会議員の定数は、24人とする。

協議案第11号

農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて(再協議)

農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い(再協議)について、次のとおり提案する。

平成17年3月27日提出

1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、平成17年12月19日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
2. 選挙による委員の定数は、20人とする。
3. 旧町村を区域とする3つの選挙区を設け、各選挙区ごとの定数については、合併時まで調整する。

事務組織及び機構の取扱いについて(継続協議)

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月26日提出

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (2) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構

住民の声を適正に反映できる組織・機構

指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「地域センター」を設置する組織・機構

行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

事務組織及び機構(案)

田沢湖庁舎		西木庁舎		角館庁舎	
総務部		産業観光部			
	総務課		農林課		商工課
	企画政策課				観光課
	財政課			市民福祉部	
	税務課		福祉事務所		市民課
	管財課				環境防災課
	国体事務局				保健課
収入役		建設部		公営企業	
	会計課		建設課		病院事務局
議会			都市整備課		企業局
	事務局		下水道課	教育委員会	
監査委員		農業委員会			教育総務課
	事務局		事務局		学校教育課
選挙管理委員会					生涯学習課
	事務局				文化財課
地域センター		地域センター		地域センター	
	総合窓口課		総合窓口課		総合窓口課
	地域振興課		地域振興課		地域振興課

協議案第62号

地域自治組織の取扱いについて(提案)

地域自治組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年3月27日提出

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、地域審議会を設置する。

地域審議会について

合併後において、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前における町村の協議により、合併前の町村の区域を単位として、地域審議会を置くことができる。

1 設置の手続き

町村による協議 協議事項：構成員の定数、任期、任免その他組織及び運営に必要な事項

町村議会での議決

告 示

合併後に協議で定められた事項を変更する場合は、条例で定めることが必要

2 設置の期間

合併特例法第5条の4には、「期間を定めて」とあるだけであるが、新市建設計画の変更の際にはあらかじめ地域審議会の意見を聴くこととされていることから、新市建設計画の策定期間を考慮する（他の事例ではおおむね10年）ことが適当。

3 地域審議会の役割

長の諮問に対する審議

- ・新市建設計画の変更（合併特例法第5条第8項）
- ・新市建設計画の執行状況 等

長に対する意見

- ・公共施設の設置・管理運営
- ・福祉、廃棄物処理、消防等施策の実施状況 等

4 地域審議会の法的性格

地域審議会は、地方自治法第138条の4に基づく市町村長の附属機関に該当する。

協議案第63号

財産の取扱いについて(その2)

財産の取扱い(その2)について、次のとおり提案する。

平成17年3月27日提出

(2) 田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は、新市において存続する。

財産の取扱いについて(財産区を除く・その2)

[協定内容]

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。
- (2) 田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は、新市において存続する。

財産区の取扱いについて(財産区を除く)

・第2回合併協議会(H15.5.23)提案、確認済。

協議事項	財産の取扱いについて(財産区)	関係項目	
調整の内容	田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は、新市において存続する。		

現 況			
事務事業名	田沢財産区	生保内財産区	雲沢財産区
・管理会委員数	・管理会委員 7名	・管理会委員 7名	・管理会委員 7名
・財産 (平成15年度末)	・土地 14,419,489㎡ ・立木の推定蓄積量 130,863㎡	・土地 31,513,693㎡ ・立木の推定蓄積量 417,640㎡ ・有価証券(株券) 38,250千円	・土地 1,764,100.0㎡ ・立木の推定蓄積量 29,941㎡
	・出資による権利(仙北東森林組合) 198千円	・出資による権利(仙北東森林組合) 420千円	
	・物 品(連絡用自動車) 1台	・物 品(連絡用自動車) 1台	
	・債 権(農林業振興資金預託金) 9,000千円	・債 権(農林業振興資金預託金) 30,000千円	
	・基 金(山村地域振興基金) 6千円	・基 金(生保内地域振興資金) 15,000千円	・基 金(雲沢財産区造林基金) 23,127千円

協議案第58号

新市建設計画について(継続協議)

新市建設計画について、別添のとおり提案する。

平成16年10月22日提出